給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度　1.現年度　2.新年度　3.両年度

茨城県 常陸太田市長 殿

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

特別徴収義務者指定番号		
整理番号		
担当連絡者	所属	
	氏名	
	電話	内線（　　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年　月　日						
	個人番号							
	受給者番号			□月から	□月から	□年	□ 右から番号を記入 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払額・定期 6. 合併・解散 7. その他 （事由・理由）	□ 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
	1月1日現在の住所			□月まで	□月まで	□月		
	異動後の住所		円	円	円	□日		

1.特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号		
	所在地	〒	担当者連絡先	所属	
	フリガナ			氏名	
	氏名又は名称			電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を □月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入　1．必要　2．不要

2. 一括徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記(ウ)と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地　常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係

記載例　（赤：共通部分の記載例、緑：退職後の徴収方法ごとの記載例）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度　1.現年度　2.新年度　3.両年度

茨城県 常陸太田市長 殿

令和××年9月1日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 123-4568 ○○県 ××市 △△2-4-6
フリガナ	トクチョウショウジ
氏名又は名称	株式会社 特徴商事 代表取締役 特徴 始
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
特別徴収義務者指定番号	12345
整理番号	00005
担当者 所属	人事課人事労務係
担当者 氏名	特徴 花子
担当者 電話	987-654-3210 内線（1234）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	オオタ フトシ						
氏名	太田 太						
生年月日	平成14 年 4 月 1 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号	A1B2C3D4	120,000 円	6 月から 8 月まで 30,000 円	9 月から 5 月まで 90,000 円	令和× 年 8 月 31 日	1 右から番号を記入 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 （事由・理由）	2 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	常陸太田市金井町3690						
異動後の住所	同 上						

1.特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	67890 新規	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7
	所在地	〒 987-6543 ◇◇県 △△市○○987-6	担当者連絡先 所属	経理課給与係
	フリガナ	マルバツケンセツ	氏名	○× 八郎
	氏名又は名称	○×建設 株式会社 代表取締役 ○× 三郎	電話	0120-345-6789 内線（987）

新しい勤務先へは、月割額 10,000 円 を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 AAAA123

納入書の要否（新規の場合のみ記載） 2 右から番号を記入 1．必要 2．不要

2. 一括徴収の場合

理由 1 右から番号を記入

1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記(ウ)と同額）
8 月 31 日	90,000 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 1 右から番号を記入

1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

特別徴収継続の場合

一括徴収の場合

普通徴収の場合

【提出先】〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地　常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係